

第3回 上里スマートIC地区協議会 議事録（要旨）

1. 開催日時 平成27年10月20日（火） 午後2時～午後3時

2. 開催場所 上里町役場4階 協議会室

3. 出席委員 19名（別紙参照）

4. 議事

議事1 （仮称）上里スマートIC地区協議会規約の変更について

議事2 工事の進捗状況について《報告》

議事3 交通誘導（案内標識の設置等）計画について《報告》

議事4 開通日について

議事5 開通式典計画について

議事6 その他

5. 内容

（1）あいさつ

〈町長〉 平成24年4月17日に国土交通大臣から連結許可が下り、平成25年度にはスマートIC設置に向けて、基本協定書、工事請負協定書の締結を経て、詳細設計が完了しました。平成26年3月14日開催の第2回地区協議会において決定されたスマートIC名称案が道路標識適正化委員会埼玉県部会への意見照会や、東日本高速道路株式会社及び日本高速道路保有・債務返済機構への伝達を経まして、平成27年2月2日付で「上里スマートインターチェンジ」とすることが正式に決定されたところです。また、スマートインターチェンジの本体工事につきましては、上里町と東日本高速道路株式会社との共同事業として、町が東日本高速道路株式会社に事業委託する形をとり、平成26年7月25日に着工し、1年3ヶ月が経過いたしました。今後も、本年12月の供用開始に向けた工事が進められますことから、引き続きのご支援をよろしくお願いいたします。

一方、スマートインターチェンジに隣接する、上里サービスエリア周辺地区では、産業団地の分譲により、上り線側に2社の企業が進出し、1社はすでに操業が開始され、もう1社も11月に操業開始となります。残る下り線側の区画についても、スマートインターチェンジの供用開始が、分譲完了に向けた大きな弾みとなることを期待しています。

本日の会議は、供用開始を控え、工事の進捗状況や案内標識設置について

ご報告するとともに、開通日と開通式典の内容について決定したいと考えます。

(2) 出席者紹介

〈事務局〉 (委員及び委員代理の紹介)

(3) 議事

〈事務局〉 協議会規約第 8 条第 1 項の規定により、会長が会議の議長となることから上里町長を議長といたします。

○ 議事第 1 号

(仮称) 上里スマート IC 地区協議会規約の変更について

〈議長〉 (仮称) 上里スマート IC 地区協議会規約の変更について議題とします。

〈事務局〉 (仮称) 上里スマート IC 地区協議会規約の変更について説明を行います。スマート IC の名称が「上里スマートインターチェンジ」に決まったこともあり、本会の名称を「(仮称) 上里スマート IC 地区協議会」から「上里スマート IC 地区協議会」に変更したい。また、規約の別表に規定した地区協議会委員の職名について、第 2 回地区協議会から 1 年以上が経過していることもあり、部署名や役職の変更があったことに伴い、規約の別表に規定した職名を変更したい。東日本高速道路(株)関東支社の「総合調整部 企画調整課長」を「総合企画部 総合企画課長」と改め、上里町区長会の「副会長」と「理事」と改めることについて審議いただきたい。なお、承認いただける場合は本日より施行とします。【資料 1-1、1-2】

〈委員〉 一同承認。

〈議長〉 異議なしと認め、地区協議会規約の改正を承認します。

○ 議事第 2 号

工事の進捗状況について《報告》

〈議長〉 工事の進捗状況について事務局より報告します。

〈事務局〉 (まち整備環境課より工事の進捗状況について報告) 【資料 2-1、2-2】【資料 2-3・非公開】

〈委員〉 一同質問なし。

○ 議事第 3 号

交通誘導(案内標識の設置等)計画について《報告》

〈議長〉 交通誘導(案内標識の設置等)計画について事務局より報告します。

- 〈事務局〉 (まち整備環境課より交通誘導(案内標識の設置等)計画について報告)【資料 3-1、3-2】
- 〈委員〉 国道 17 号と県道上里鬼石線の丁字路に設置する案内標識には「直進 本庄・児玉 IC」を併記していただきたい。群馬県側から来る車両にとって上里スマート IC は折り返す場所にある為、高速道路への案内標識としては不親切であり NEXCO への苦情が懸念される。
- 〈事務局〉 案内標識については道路管理者、交通管理者と協議の上、計画してきた。案内標識の設置については、標識板の重量や面積、枚数等様々な制約もある為、追加等が可能か調整の上、回答する。
- 〈委員〉 国道 17 号から上里スマート IC へ最短の道が狭いことは苦情の原因となる。県道児玉新町線については拡幅を視野に入れた整備を考えてほしい。
- 〈事務局〉 県道児玉新町線については、管理者である本庄県土整備事務所で拡幅整備を進めていただいている。
- 〈委員〉 (本庄県土整備事務所より) 県道児玉新町線の整備は、上里スマート IC 開通には間に合わないが、なるべく早く供用できるように整備の推進を図る。

○ 議事第 4 号

開通日について

- 〈議長〉 開通日について議題とします。
- 〈事務局〉 (まち整備環境課より開通日について説明)【資料 4・非公開】
開通日については平成 27 年 12 月 20 日(日)午後 3 時とすることについて審議いただきたい。
- 〈委員〉 一同承認。
- 〈議長〉 異議なしと認め、開通日は平成 27 年 12 月 20 日(日)午後 3 時と決定します。
- 〈事務局〉 開通日決定に伴い記者発表をさせていただきます。【資料 5】

○ 議事第 5 号

開通式典計画について

- 〈議長〉 開通式典計画について議題とします。
- 〈事務局〉 (まち整備環境課より開通式典計画について説明)【資料 6・非公開】
開通式典を開通日である平成 27 年 12 月 20 日(日)午前 10 時からワープ上里にて開催する計画について審議いただきたい。
- 〈委員〉 一同承認。
- 〈議長〉 異議なしと認め、開通式典を平成 27 年 12 月 20 日(日)午前 10 時からワープ上里にて開催することを承認します。

○ 議事第 6 号

その他について

- 〈議 長〉 その他として事務局から何かありますでしょうか。
- 〈事務局〉 本日の会議資料と議事録要旨を町ホームページ上で公開することについて審議いただきたい。なお、委員名簿については職名までとし、個人名は伏せさせていただきます。また、11 月以降の進捗状況と式典の内容については変更が生じる可能性がある為「資料 4」「資料 6」については現時点では非公開とさせていただきます。
- 〈議 長〉 第 1 回地区協議会での申し合わせとなっていますので、公開してよろしいでしょうか。
- 〈委 員〉 「資料 2-3」についてもスケジュールが記載されている為、現時点では非公開としていただきたい。
- 〈事務局〉 了解しました。
- 〈議 長〉 円滑な議事にご協力いただき、感謝申し上げます、議長の任を解かせていただきます。
- 〈事務局〉 以上で、第 3 回（仮称）スマート IC 地区協議会を終了いたします。